

子而嘗之、俱謂辟邪、

〔日次紀事正月〕十四日 諸公家敲門今夜諸公家奴僕插圓餅於杖、每諸家敲門戶、則此餅入、十

五日 膏粥玉燭寶典曰、正月十五日作膏粥以祠門戶、

〔日本歲時記正月〕十五日 今朝小豆粥を煮て饊をまじへてこれを食す、清少納言が枕草子に、十

五日はもちがゆのせくまいるとかきしも此事なり、寛平の比より初りしとかや、又七種の粥と

いへるは、米、粟、黍子、稗子、藁子、胡麻子、小豆也と、延喜式に見えたり、又九條の右丞相の記には、白穀

まめ、あづき、粟、栗、柿、さ、げなどなりと云るせり、正月に地黄粥、防風粥、紫蘇粥などをくらへば、人

によるしきといふ事、千金月令にみえたり、世風記に、正月十五日小豆粥を煮て天狗祭をなす、

庭中に案を置、そのうへに粥をそなへ、その粥凝時、東方にむかひ再拜長跪して是を服すれば、疫

氣なしといへり、此外續齊諧記、劉敬叔が異苑などに、さまざまの説侍れど、みな妖妄の説にして

信するにたらず、玉燭寶典に、正月十五日膏粥をつくりて門戸を祭ると云るせり、又荆楚歲時記

にも、正月十五日豆糜をつくりて、油膏をそのうへにくはへ門戸をまつると見えたり、月令にも

孟春に戸を祭るといふ事侍れば、是なん據とはすべき、

〔秋苑日涉〕民間歲節上 十五日食赤豆粥 荆楚歲時記曰、正月十五日、作豆糜加油膏其上、以祠

門戸、先以楊枝插門、隨楊枝所指、仍以酒脯飲食及豆粥、插箸而祭之、玉燭寶典曰、正月十五作膏粥、

以祠門戸、潜確類書引續齊諧記曰、吳縣張成夜見一婦人、立宅東南角、謂成曰、此地是君蠶室、我即

地神、明日正月半、宜作白粥、泛膏於上、以祭我、必當令君蠶百倍、言絕失所在、成如其言、爲作膏粥、年々

大得蠶也、范石湖集臘月村田樂府數粥行叙曰、二十五日煮赤豆作糜、暮夜闔家同饗、云能辟瘟氣、

雖遠出未歸者、亦留貯口分、至襁褓小兒及僮僕皆預故名、口數粥、豆粥、本上月望日祭門故事、流傳爲

此、